

移動等円滑化取組計画書

2026年6月24日

住 所 広島市中区東千田町二丁目 9-29
事業者名 広島電鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 仮井 康裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設および車両等の整備に関する事項

停留場についてはバリアフリー法に基づき、バリアフリー化がされていない停留場について様々な要素を勘案しながら、整備優先度を検討した上で、可能な限りバリアフリー化に向けて整備を実施していく。

車両については、乗降時に段差のある老朽化した車両を車内に車いすスペースを確保する低床式車両への代替を行い、2026年度中に1編成を導入する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

ハード面では、一部の停留場に電停ロケーションシステムを設置し、次に到着する電車が低床車両か否かを案内している。また、当ロケーションシステムは電車が到着する直前に、到着する旨をアナウンスしている。ロケーションシステムは総停留場数82か所のうち42停留場に整備しており、今後も計画的に導入していく予定である。また、電車位置情報検索サービスにより、ホームページ上で低床車両の運行情報を提供している。

ソフト面では、車いす利用者が段差のある車両にご乗車される場合は、予め降車停留場を確認のうえ、降車停留場に係員を派遣させ、降車扱いの対応を行っている。また、低床車両の場合も、乗務員が車両内に整備されたスロープ等を使用し、乗降の補助を行うよう対応している。

Ⅱ 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車両の更新	バリアフリー化対応した新型車両 1 編成を導入する。 (2026 年度)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
新型車両の導入	導入中の新型車両では、乗降口の開閉する側を音声により知らせる設備を備え付けている。また、車内放送や備え付けの液晶ディスプレイにより、次に停車する鉄道駅名や運賃の案内も行っている。 なお、これらの設備に関する維持管理や係員・乗務員への教育も継続的に行っている。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降の介助	低床車両には車内に車いす用のスロープを整備しており、車いす利用者が乗降の際は、乗務員がスロープを使用し、乗降の補助を行うよう対応している。 また、低床車両以外の車両の場合も、車いす利用者がご乗車された場合は、予め降車停留場を確認のうえ、降車停留場に係員を派遣させ、降車扱いの対応を行っている。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
・ 停留場案内表示器 ・ 電車位置情報検索サービス	・ 一部の駅には LED、LCD 表示器を設置しており、次に到着する電車が低床車両か否かを案内している。また、当案内表示器は電車が到着する直前に、到着する旨を音声にて案内している。 ・ 電車位置情報検索サービスにより、ホームページ上で低床車両の運行情報を提供している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
集合教育	内容を検討のうえ、実施予定。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先席・車椅子スペースの案内、車内放送での呼び掛け	車内に優先席の案内を掲示している。加えて、低床車両では車椅子スペースも掲示を行っている。 また、乗務員には真に必要な方が円滑に利用できるよう車内放送で呼びかけるよう教育を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

引き続き、低床車両の導入と駅・停留場のバリアフリー化を進めていく。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
特になし		

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて公開。

Ⅵ その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。
--

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。